

令和7年度 千葉市立千葉高等学校 生徒心得・生徒会会則等

学 校 生 活 の 心 得

【校内生活一般】

1. お互いにつとめて温かい挨拶を交わしましょう。
2. 服装は本校の規定にしたがい、華美なものはやめましょう。
3. 授業の始めと終りは正しく礼をしましょう。
4. 教室内等では帽子・コート・マフラー等はとりましょう。
5. 廊下は、静粛に右側を歩きましょう。
6. 所持品には、必ず学年、組、氏名を記入し、貴重品は身から離してはなりません。
7. 公共物は大切に、もし誤って破損したときはその旨を担当、顧問に申し出ましょう。
8. 上履き下履きの区別ははっきりしましょう。
9. 清掃は授業終了後に行い、校舎の内外を清潔に保つように心がけましょう。
10. 清掃用具は大切に使用し、常に指定箇所に一定数備えておき、破損または紛失の場合は、係の先生に申し出ましょう。
11. 金銭や物品の貸借はみだりにしないようにしましょう。
12. 特別の事情で休み時間、放課前に校外に出る場合は、必ずホームルーム担任より外出許可証を得てからにしましょう。
13. 休日に校舎内には入れません。
14. 金銭・物品の紛失、または拾得の場合は、直ちにホームルーム担任または係の先生に届けましょう。

【校外生活】

1. 常に、どこにあっても、本校生徒としての誇りを持って行動しましょう。
2. 生徒手帳および身分証明書は必ず携帯しましょう。
3. 不健全な場所への出入りは十分に慎みましょう。
4. 夜間の外出はなるべく避けましょう。(県条例・午後 11 時以降禁止)
5. 外出の際は行先を、外泊の時は宿所を家人に明らかにしておきましょう。
6. 男女の交際はお互いに人格を尊重し、品位を重んじ、公明正大にしましょう。
7. 家庭の事情等、やむを得ぬ理由によりアルバイトをしようとする場合は、所定の用紙によりHR担任および生活指導部に届けましょう。

【登校・下校】

1. 始業 10 分前までに登校しましょう。
2. 下校の際は戸締りに十分注意し、下校時刻を守りましょう。下校時刻は月曜から金曜まで午後4時45分。
3. 通学途上で事故が発生した場合は、最も適切と思われる処置をとり、更に学校へ連絡しましょう。

【欠席・欠課・遅刻・早退】

1. 病気その他やむを得ない事由で欠席しようとする時はできるだけ早くホームルーム担任に届け出ると共に、欠席届をホームルーム担任を通じて校長に提出しましょう。
2. 遅刻したときは授業担当の先生に理由を申し出て、許可を得てから授業をうけ、後でホームルーム担任に届け出ましょう。
3. 早退しようとするときは、その理由をホームルーム担任に申し出て早退許可証を得てからにしましょう。

【会合・掲示・印刷物の頒布等】

1. 校舎内において各種の集会を催すときは、学校の許可を受けなければなりません。
2. 印刷物の頒布、発行、掲示を行う場合はその趣旨を明らかにし、内容および責任者を学校に届け出て許可を受けなければなりません。掲示物の掲示期限満了後は、責任をもって撤去しましょう。

服 装 規 程

服装は、清潔端正で質素を旨とし、下記の形式に従う。尚、着用時の注意事項も併せて遵守すること。

記

【制服Ⅰ】

〔上衣〕 黒の標準詰め襟。本校指定のボタンをつける。

〔スラックス〕 ストレート型。(裾の折り返しは自由)

〔シャツ〕白ワイシャツ。

〔校章〕詰め襟の左前部につける。

【制服Ⅱ】

〔上衣〕 紺サージ、ダブル4つボタン背広型。

〔ベスト〕 紺サージ、ダブル4つボタンV型襟ぐり。

〔スカート〕 紺サージ、箱ひだ12。 or 〔スーツパンツ(スラックス)〕

〔ブラウス〕 制服Ⅰのワイシャツに準ずる。

〔校章〕 上衣の左胸につける。

【夏服(制服ⅠⅡ共通)】

上衣は、白ワイシャツ、白開襟シャツ、白無地ポロシャツ。その他は上の規程による。

【頭髪】

高校生としてふさわしいものとし、頭髪の加工は禁止する。

【履物】

上履きは、本校指定のものを使用する。

【体温調節の為に着用してよいもの】

〔コート〕 標準的な色で華美でないもの。

〔ニットベスト〕 色はコートに準ずる。

〔カーディガン・セーター〕 V, U, 丸型襟で上衣の下に着用する。色はコートに準ずる。

【制服着用に関する諸注意】

- ① 制服は所定のものを着用する。
- ② 登下校時は、生徒手帳服装規程に定められた制服を着用すること。
- ③ 以下の正装で臨む本校の行事では、制服Ⅱではサージベストを着用すること。
 - 1)前期始業式
 - 2)入学式

- 3)対面式
- 4)離任式
- 5)講演会(夏服期間で無い時期で外部講師を招いて開かれるもの)
- 6)後期始業式
- 7)卒業式
- 8)後期終業式
- 9)その他特別に指示がある場合
- ④ 夏服期間は6月1日～9月 30 日を原則とする。6月1日より前 10 日間, 9月 30 日より後 10 日間を移行期間とし, この間は夏服でよい。
- ⑤ フード付きトレーナーやフード付きセーター等の着用は禁止する。
- ⑥ 化粧, 装飾品は禁止する。

通 学 等 に 関 す る 規 程

通学に際しては, 交通法規等を遵守し事故のないように十分注意する。

【自転車による通学】

- 1. 自転車で通学しようとする生徒は, 所定の用紙をホームルーム担任に申し出て, 届け出ること。(JR稲毛駅からの自転車通学は禁止する)
 - 2. 自転車は, 常に点検・整備を行う。また, 防犯登録をしておくこと。
 - 3. 二人乗り, スピードの出し過ぎなど無謀な運転をしてはならない。
 - 4. 校内所定の駐輪場に, 駐輪すること。
 - 5. 自転車保険等に参加しなければならない。
 - 6. 自転車の運転者は, 乗車用ヘルメットをかぶることが望ましい。
- ※二輪車等の運転免許取得およびそれらによる通学は認めない。

生 徒 会 会 則

千葉市立千葉高等学校の生徒は自主的な活動により, 学校生活の健全な自治を図るため本会則を定める。

第1章 名称

第1条 本会は, 千葉市立千葉高等学校生徒会という。

第2章 会員

第2条 本会は, 千葉市立千葉高等学校の全生徒を会員とする。

第3条 本会員は選挙権, 被選挙権および議決権をもつ。

第4条 会員は, 本会の各決議機関による決定を遂行し, また会則で決められた会費を納入する義務をもつ。

第3章 役員および顧問

第5条 この会には会長1名, 副会長, 書記, 会計各2名の役員をおく。

第6条 本会の役員は立候補による総選挙によって選ばれる。

第7条 役員の任務を下記のように定める。

1. 会長

- (1)会長は, 生徒会を代表していっさいの会務を行う。
- (2)会長は, 評議会の承認を得て委員を任命する。

2. 副会長

副会長は会長を助け、会長に事故あるときはその任務を代行する。

3. 書記

書記は総会および評議会の議事を記録し、議事録およびその他の書類を保管し会議の議事結果を報告する。

4. 会計

(1) 会計は会費を徴収し、その保管出納を行い、評議会で帳簿の説明を要求された場合はこれを説明し、その管理帳簿について年1回会計監査を受ける。

(2) 会計は、生徒会いっさいの会計事務を行い、年度末に決算報告をする。

第8条 役員の任期は1ヶ年とする。ただし再任を妨げない。

第9条 役員の解任は次の場合に行う。

1. 任期満了の場合

2. 全生徒の3分の2以上のリコール申請があった場合

3. 本人の辞退申請が生徒総会で承認された場合

第10条 本会の顧問として、校長の任命した数名の教師をおく。顧問の教師は生徒会の活動に指導と助言を与える。

第4章 総会

第11条 総会は本会最高の決議機関で次の権限をもつ。

1. 役員の決定 2. 会則の修正 3. 予算の決定、決算の承認 4. その他重要議事の審議決定

第12条 総会は全会員で構成し毎年1回開くことを原則とする。ただし次の場合臨時にこれを開くことができる。

1. 会長が必要と認めた場合。

2. 評議会が必要と認めた場合。

3. 会員の3分の1以上の署名がある要求があった場合。

第13条 総会は評議会によって指名され、総会によって承認された議長、副議長各1名によって運営される。

第14条 総会の必要定員数は全会員の3分の2以上とする。

第15条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第5章 中央役員会

第16条 中央役員会は生徒会に委任されたすべての業務の執行の権限をもつ。

第17条 中央役員会は生徒会長、副会長、書記、会計によって構成される。

第6章 評議会

第18条 評議会は総会に次ぐ議決機関である。

第19条 評議会は中央役員およびホームルームの会長、副会長および各常置委員会代表1名および特別委員会代表1名によって構成される。

第20条 評議会は月1回開くことを原則とする。ただし会長が必要と認めた場合または評議員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時に開くことができる。

第21条 会議は定員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第22条 評議会の議長、副議長は評議員の互選による。書記、会計は生徒会の書記・会計がこれにあたる。

第23条 中央役員は発言権をもつが議決権はもたない。

第7章 委員会

第24条 委員会には、常置委員会、特設委員会、特別委員会および必要に応じて設けられる臨時委員会がある。

第25条 常置委員会には図書・美化・新聞・文化・体育・保健・ベルマークをおく。

第26条 常置委員会はその運営を円滑にするために、各ホームルームに委員をおき各ホームルームでその属する委員会の委員長と副委員長をもって構成する。

第27条 会員は原則としていずれかの委員になるものとする。

第8章 ホームルーム生徒会

第28条 生徒会の活動を活発にし、お互いに協力して発展向上を期する目的をもって、ホームルーム生徒会を設ける。

第29条 ホームルームには会長、副会長各1名、書記、会計各2名以上の役員をおく。

第30条 ホームルームの役員は、ホームルーム生徒会の互選による。

第31条 評議員はホームルーム生徒会を代表し、また評議会の決議事項をホームルーム生徒会に報告しなければならない。

第9章 部活動

第32条 会員の個性を発展させるため、運動部および文化部を設ける。

第33条 各部は毎年度評議会の承認によって成立し、部長、副部長、会計各1名および顧問の先生1名以上を必要とする。

第34条 各部は原則として部員10名以上をもって成立する。

第34条の2 会員の個性を発展させるため、部に準ずる組織として同好会を設けることができる。尚、同好会会則を別に定める。

第34条の3

1. 2月末の部員数調査の結果、部員数が0である時、次年度、その部・同好会は一時的に廃部とする。但し、次年度(次の1年間)内に部員が入部した時は、評議会に届けるだけで、活動を再開することができる。また、その際、予算については同好会の基準額を上限とする。

2. 2年間続けて、2月末の部員数が0である時で、且つ、生徒会中央役員、および、顧問会議で、今後活動不能と判断した時、その部・同好会は廃部となる。

第35条 各部活動および同好会に対する便宜を計ることを目的として、各部活動部長と、同好会会長からなる部同好会代表者会議を設ける。

第10章 選挙

第36条 役員の選挙は(別冊)本校選挙法(平成6年5月改正)に基づき行う。

第11章 保留権

第37条 学校長は、学校運営に支障があると認めたときは、決議事項を保留することができる。

第12章 改正

第38条 本会則の改正は評議会を通し生徒総会で3分の2以上の承認を必要とする。

第13章 会計

第39条 会員は規定の会費を納める義務をもつ。ただし新たに入会するものは入会金として規定の額を納める。規定額は総会で決定する。

第40条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3年31日までとする。

第41条 各部活動および委員会の必要経費は予算内でその会計責任者によって、各顧問の承認を経て、生徒会会計にこの支出を求める。

第42条 予備費の支出は、評議会の承認を得る。

第43条 予算の支出をうけた日から1週間以内に領収書を生徒会の会計に提出する。ただし、用途の性質上領収書を提出できない場合は、生徒会会計の承認を得なければならない。

第44条 決算は毎年度末に行い、生徒総会で決算報告を行う。

附 則

本会則は、昭和53年4月1日より効力を発する。

本会則は、昭和60年5月29日より改正施行する。

本会則は、昭和62年5月13日より改正施行する。

本会則は、平成8年3月21日より改正施行する。

本会則は、令和4年4月1日より改正施行する。